

江 東 区 公 報

江東区の在外選挙人名簿抄本の閲覧状況(2) …15

目 次

◎規 則

江東区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則(1) ……	2
江東区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則(2) ……	4
江東区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(3) ……	4
江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(4) ……	4

◎告 示

指定居宅介護支援事業所の廃止について(3) ……	11
指定居宅介護支援事業所の指定について(4) ……	11
指定居宅介護支援事業所の指定について(6) ……	11
指定地域密着型サービス事業所の指定について(7) ……	11
保管自転車の処分について（令和6年12月下期）(11) ……	11
特定子ども・子育て支援施設等の確認について(19) ……	12
行旅死亡人の告示について(25) ……	12
保管自転車の処分について（令和7年1月上旬）(36) ……	12
指定居宅介護支援事業所の指定について(53) ……	12
指定居宅介護支援事業所の廃止について(54) ……	12
指定地域密着型サービス事業所の廃止について(55) ……	13
指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について(56) ……	13
行旅死亡人の告示について(57) ……	13

◎告 示（教）

令和7年第1回江東区教育委員会定例会の招集(1) ……	14
令和7年第2回江東区教育委員会定例会の招集(2) ……	14

◎告 示（選）

江東区の選挙人名簿抄本の閲覧状況(1) ……	15
------------------------	----

規

則

江東区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 1 月 3 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 1 号

江東区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

江東区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 1 8 年 1 月江東区規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 5 号様式を次のように改める。

計画相談支援依頼（変更）届出書

次のとおり届け出ます。

区分	新規・変更
----	-------

申請者	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名	個人番号：				
	居住地	〒 電話番号				
申請に係る 児童氏名	フリガナ		生年月日	年	月	日
		個人番号：				

計画相談支援を依頼した指定特定相談支援事業所名												
フリガナ							事業所番号					
事業所名												
住 所	〒											
	電話番号											

指定特定相談支援事業所を変更する理由（変更の場合に記載）			
変更年月日	年	月	日

特別地域加算対象	
該当	非該当

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の別記第 2 5 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 1 月 3 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 2 号

江東区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

江東区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和 4 9 年 1 0 月江東区規則第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表以外の部分中「及び扶養親族」の次に「のうち控除対象扶養親族（同法に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）に該当しない 3 0 歳以上 7 0 歳未満の扶養親族（同法に規定する扶養親族をいう。）以外の者」を加え、「扶養親族等」を「加算対象扶養親族等」に改め、同条の表中「扶養親族等の」を「加算対象扶養親族等の」に、「に扶養親族等」を「に加算対象扶養親族等」に、「の加算をした」を「を加算した」に、「所得税法」を「当該加算対象扶養親族等が所得税法」に改め、「老人扶養親族」の次に「（同法に規定する老人扶養親族をいう。以下同じ。）」を加え、「特定扶養親族又は」を「特定扶養親族及び」に、「があるとき」を「に該当するものがあるとき」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の江東区心身障害者福祉手当条例施行規則第 3 条の規定は、令和 7 年 2 月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年 1 月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

江東区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 1 月 3 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 3 号

江東区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

江東区児童福祉法施行細則（平成 1 5 年 4 月江東区規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別記第 4 9 号様式から別記第 5 1 号様式までの規定中「東京都知事」を「江東区長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 1 月 3 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 4 号

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 1 0 年 3 月江東区規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 2 項第 2 号中「小学部」の次に「若しくは中学部」を加える。

第 2 5 条の 2 第 3 項中「による部分休業」の次に「又は条例第 1 6 条の 3 第 1 項の規定による子育て部分休暇」を、「当該部分休業」の次に「又は当該子育て部分休暇」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

(子育て部分休暇)

第 2 5 条の 3 条例第 1 6 条の 3 第 1 項に規定する規則で定める子は、身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項に規定する身体障害者手帳、東京都が知的障害者に発行する手帳（東京都愛の手帳交付要綱（昭和 4 2 年 3 月 2 0 日 4 2 民児精発第 5 8 号）に規定する愛の手帳をいう。）、道府県が知的障害者に発行する療育手帳（療育手帳制度要綱（昭和 4 8 年 9 月 2 7 日厚生省発児第 1 5 6 号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳をいう。）若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 2 6 年法律第 5 0 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病を有する子であって、満 6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から満 1 5 歳に

達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子とする。

- 2 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。
- 3 江東区職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による部分休業、条例第15条第1項の規定による育児時間又は条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 4 任命権者は、子育て部分休暇について、養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。
- 5 子育て部分休暇の申請は、システムに必要事項を記録することにより行うものとする。ただし、システムにより難しい場合は、別記第6号様式及び別記第7号様式により行うものとする。
- 6 任命権者は、子育て部分休暇の申請について、条例第16条の3第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。
- 7 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。
- 8 任命権者は、次に掲げる事由があるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。
 - (1) 子育て部分休暇を取得している職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。
 - (2) 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。
 - (3) 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。
- 9 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、遅滞なく、システム

に必要事項を記録することにより任命権者に届け出なければならない。ただし、システムにより難しい場合は、別記第8号様式により行うものとする。

第26条中「及び前2条」を「、第25条及び第25条の2」に改める。

第27条第1項中「別記第6号様式」を「別記第9号様式」に、「別記第7号様式」を「別記第10号様式」に改める。

別記第2号の2様式を次のように改める。

別記第 2 号の 2 様式 (第 5 条の 2 関係)

休憩時間変更承認等申請書

(任命権者) 殿		年	月	日提出
		所属 氏名		
(該当する□にレ印を付する) ☐ 休憩時間の変更を申請します。 ☐ 休憩時間の変更の終了を申請します。				
申請事由 ☐ 1 小学校就学の始期に達するまでの子の養育 (規則第 5 条の 2 第 2 項第 1 号) ☐ 2 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に就学している子の送迎 (規則第 5 条の 2 第 2 項第 2 号)				
休憩時間変更開始日	年 月 日			
休憩時間終了開始日	年 月 日			

(以下、事実発生の場合のみ記入)

申請事由 1 に該当する場合の記入欄

子の氏名	
子の生年月日又は出産予定日	年 月 日

申請事由 2 に該当する場合の記入欄

子の氏名	
子の生年月日	年 月 日
送迎が必要な理由	

※承認者記入欄

- ☐ 承認
☐ 不承認

係長	承認権者	出勤簿整理

備考

備考

- (注) 1 「休憩時間変更開始日」欄には、変更期間の開始日を記入する。
 2 「休憩時間終了開始日」欄には、休憩時間変更期間が終了する場合に、その終了日を記入する。
 3 「備考」欄は、職務の支障の有無等を記入する場合に用いる。

別記第7号様式を別記第10号様式とし、別記第6号様式を別記第9号様式とし、別記第5号の2様式の次に次の3様式を加える。

別記第 6 号様式 (第 25 条の 3 関係)

子 育 て 部 分 休 暇 承 認 申 請 書

年 月 日提出

(任命権者) 殿	申 請 者	所 属	
		職務名	職員コード
		氏 名	
次のとおり子育て部分休暇の承認を申請します。			
1 申請に係る子	氏 名		
	続 柄 等		
	生 年 月 日		年 月 日
2 申 請 期 間 及 び 時 間	期 間		時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	午前 時 分から 午後 時 時 分まで 午後 時 時 分まで
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	午前 時 分から 午後 時 時 分まで 午後 時 時 分まで
3 備 考			

別記第7号様式（第25条の3関係）

子 育 て 部 分 休 暇 承 認 取 消 申 請 書

年 月分

					所属				
					職務名		職員コード		
					氏名				
日付	休暇の承認を取り消された時間				時間数	申請者	承認権者	担当者	備考
	午前		午後						
	時	分から	時	分から	時間分				
	時	分まで	時	分まで	時間分				
	時	分まで	時	分まで	時間分				
	時	分まで	時	分まで	時間分				
	時	分まで	時	分まで	時間分				
	時	分まで	時	分まで	時間分				
	時	分まで	時	分まで	時間分				
	時	分まで	時	分まで	時間分				
	時	分まで	時	分まで	時間分				
	時	分まで	時	分まで	時間分				
	時	分まで	時	分まで	時間分				
月 間 計					時間分				

別記第 8 号様式 (第 25 条の 3 関係)

養 育 状 況 変 更 届

年 月 日 提出

(任命権者)

殿

所 属

職務名

氏 名

次のとおり子育て部分休暇に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届 出 の 事 由

☐ 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった。

☐ 同居しなくなった。 ☐ 負傷・疾病 ☐ その他 ()

☐ 子育て部分休暇に係る子が死亡した。

☐ 子育て部分休暇に係る子が自分の子でなくなった。

☐ その他 ()

2 届出事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する□にはレ印を記入すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この規則による改正後の江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第 25 条の 3 の規定による子育て部分休暇の申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

告

示

◎江東区告示第3号

介護保険法第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年1月6日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1370806398
- 2 事業所の名称及び所在地
思い出ケア
東京都江東区住吉2-7-10阿久津ビル202
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社フロムイースト
東京都江東区東陽5-5-10中銀第二木場マンション202
代表取締役 藤本 裕
- 4 廃止年月日
令和6年12月31日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第4号

介護保険法第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年1月6日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1370807206
- 2 事業所の名称及び所在地
care工房つむぎ
東京都江東区住吉2-7-10阿久津ビル202
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社生活工房フジカワ
東京都江東区森下3-1-16
代表取締役 齋藤 浩
- 4 指定年月日
令和7年1月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第6号

介護保険法第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年1月7日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1370807214
- 2 事業所の名称及び所在地
野口株式会社介護ショップハーティケア亀戸店
東京都江東区亀戸7-51-3グローバルK2階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
野口株式会社
東京都江東区亀戸7-24-7
代表取締役 野口 修
- 4 指定年月日
令和7年1月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第7号

介護保険法第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年1月7日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1390700787
- 2 事業所の名称及び所在地
優つくり看護小規模多機能介護両国
東京都墨田区両国2-5-13
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
社会福祉法人奉優会
東京都世田谷区駒場1-4-15真井ビル
代表取締役 香取 寛
- 4 指定年月日
令和7年1月1日
- 5 サービスの種類
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

◎江東区告示第11号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 60 年 10 月江東区条例第 28 号）第 15 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 15 条第 3 項及び第 23 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 7 年 1 月 9 日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 19 号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 58 条の 2 の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第 30 条の 11 第 1 項の確認を行ったので、法第 58 条の 11 第 1 号の規定により下記のとおり告示する。

令和 7 年 1 月 16 日

江東区長 大久保 朋 果

記

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設名	所在地	確認年月日	施設等の種類
学校法人 ケイ・インターナショナル スクール	ケイ・インターナショナル プリスクール	江東区常盤 2 - 9 - 7 グリーン プラザ常盤 1 階	令和 6 年 7 月 1 日	認可 外保 育施 設

◎江東区告示第 25 号

行旅死亡人について

下記の者は、令和 6 年 11 月 10 日午前 9 時 55 分、東京都江東区海の森 3 丁目 1 番中防臨時シャープールその 5 岸壁下海上岩場にて死亡しているところを発見されました。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当たりの方は、当区生活支援部保護第一課まで申し出てください。

令和 7 年 1 月 21 日

江東区長 大久保 朋 果

記

1 死亡人 本籍 不詳
住所 不詳
氏名 不詳
年齢 不詳
性別 男性

2 特 徴 身長 174 センチメートル、年齢
20～40 歳代（推定）、頭髪 1
0 センチメートル、体格肥満、黒
色 T シャツ・黒色ズボン着用

◎江東区告示第 36 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 60 年 10 月江東区条例第 28 号）第 15 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 15 条第 3 項及び第 23 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 7 年 1 月 28 日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 53 号

介護保険法第 115 条の 22 第 1 項の規定により指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第 115 条の 30 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 7 年 2 月 4 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 介護保険事業所番号
1370807180
- 事業所の名称及び所在地
ケアプランセンター故郷の家・東京
東京都江東区塩浜 1 - 4 - 48
- 事業者の名称、所在地及び代表者
社会福祉法人こころの家族
大阪府堺市南区檜尾 3360 - 12
理事長 田内 基
- 指定年月日
令和 7 年 2 月 1 日
- サービスの種類
介護予防支援

◎江東区告示第 54 号

介護保険法第 82 条第 2 項の規定により指定居

宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年2月4日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1370804310
- 2 事業所の名称及び所在地
やわら介護江東
東京都江東区扇橋2-3-7フェリシア・イズミ101
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社エスポワール
東京都江東区扇橋2-3-7-101号
代表取締役 後藤 健太
- 4 廃止年月日
令和7年1月31日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第55号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年2月4日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1390800447
- 2 事業所の名称及び所在地
すこやかえがおの湯
東京都江東区北砂7-1-25エスタブロマサキビル3階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社すこやか
東京都江東区北砂5-17-36
代表取締役 矢内 誠
- 4 廃止年月日
令和7年1月31日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第56号

介護保険法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事

業者を指定したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年2月4日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1390200143
- 2 事業所の名称及び所在地
中央区高齢者在宅サービスセンターマイホームはるみ
東京都中央区晴海1-5-1
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
社会福祉法人奉優会
東京都世田谷区駒場1-4-15真井ビル
代表取締役 香取 寛
- 4 指定年月日
令和7年2月1日
- 5 サービスの種類
(介護予防)認知症対応型通所介護

◎江東区告示第57号

行旅死亡人について

下記の者は、令和6年10月18日午後3時50分頃、東京都江東区大島七丁目23番12号J.FBLD603にて死亡しているところを発見されました。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当たりの方は、当区生活支援部保護第二課まで申し出てください。

令和7年2月4日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 死亡人 本籍・住所・氏名不詳、推定60歳前後の男性
- 2 特 徴 身長約168センチメートル、小太り。
Tシャツ、ステテコ。

告 示 (教)

◎江東区教育委員会告示第 1 号

下記により、令和 7 年第 1 回江東区教育委員会
定例会を招集する。

令和 7 年 1 月 2 1 日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一朗

記

- 1 日時 令和 7 年 1 月 2 4 日 (金)
午前 1 0 時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題
日程第 1 6 陳情第 1 号 小中学校の学校給
食における飲用牛
乳の選択制に関す
る陳情 (継)
- 4 報告事項
(1) 令和 7 年度以降の小学校入学式の実施につ
いて

◎江東区教育委員会告示第 2 号

下記により、令和 7 年第 2 回江東区教育委員会
定例会を招集する。

令和 7 年 2 月 4 日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一朗

記

- 1 日時 令和 7 年 2 月 7 日 (金)
午前 1 0 時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題
日程第 1 議案第 1 号 令和 6 年度一般会計
補正予算 (第 6 号)
に関する意見聴取
日程第 2 議案第 2 号 令和 7 年度一般会計
当初予算に関する意
見聴取
日程第 3 議案第 3 号 江東区立学校の学校
医、学校歯科医及び
学校薬剤師の公務災
害補償に関する条例
の一部を改正する条
例に関する意見聴取
日程第 4 議案第 4 号 江東区立幼稚園教育
職員の勤勉手当規則
の一部を改正する規

則

- 日程第 5 議案第 5 号 江東区立幼稚園教育
職員の勤務時間、休
日、休暇等に関する
条例の一部を改正す
る条例に関する意見
聴取
- 日程第 6 議案第 6 号 江東区立幼稚園教育
職員の勤務時間、休
日、休暇等に関する
条例施行規則の一部
を改正する規則
- 日程第 7 議案第 7 号 江東区江東きつずク
ラブ条例の一部を改
正する条例に関する
意見聴取

4 報告事項

- (1) 第六砂町小学校改築計画 (案) について
ほか

告 示 （ 選 ）

◎江東区選挙管理委員会告示第1号

令和6年1月4日から令和6年12月27日までの期間における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和7年1月7日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第2号

令和6年1月4日から令和6年12月27日までの期間における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12の規定により準用する同法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年1月7日

江東区選挙管理委員会

在外選挙人名簿の抄本の閲覧はなかった。

